

大津市議会議員告示第 号

大津市議会会議規程（平成26年議会議員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月 日

大津市議会議員 草野聖地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「条例」という。） <u>第72条</u>の規定により、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(投票)</p> <p>第17条 議員は、<u>職員の点呼</u>に応じて、順次<u>備え付けの投票箱</u>に投票する。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第19条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(文書による再質問)</p> <p>第40条の2 条例<u>第33条の2第2項</u>の再質問申出書は、様式第3号によるものとする。</p> <p>2 議長は、<u>条例第33条の2第3項</u>の規定による申出を行ったときは、遅滞なく当該再質問申出書を提出した議員を除く全議員に再質問申出書の写しを配付するものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 条例<u>第33条の2第4項</u>の規定による質</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「条例」という。） <u>第74条</u>の規定により、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(投票)</p> <p>第17条 議員は、<u>議長の指示</u>に従って、順次投票する。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第19条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(文書による再質問)</p> <p>第40条の2 条例<u>第33条の3第2項</u>の再質問申出書は、様式第3号によるものとする。</p> <p>2 議長は、<u>条例第33条の3第3項</u>の規定による申出を行ったときは、遅滞なく当該再質問申出書を提出した議員を除く全議員に再質問申出書の写しを配付するものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 条例<u>第33条の3第4項</u>の規定による質</p>

<p>問の手續については、前3項の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第51条 一略一</p> <p>2 議事は、録音機器によって記録し、又は速記法によって速記する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>問の手續については、前3項の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第51条 一略一</p> <p>2 議事は、<u>録音機器を使用する方法その他議長が適当と認める方法</u>によって記録し、又は速記法によって速記する。</p> <p>3 一略一</p>
--	--

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。